

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 83.3ha	<p>大庭字羽根沢地内において、箇所番号 261 の区域を縮小</p> <p>亀井野字渋沢地内において、箇所番号 286 の区域を縮小、箇所番号 291、箇所番号 556 の区域を廃止</p> <p>善行六丁目地内において、箇所番号 289 の区域を廃止</p> <p>大鋸三丁目地内において、箇所番号 413 の区域を廃止</p> <p>高谷地内において、箇所番号 429 の区域を廃止</p> <p>鵜沼神明二丁目地内において、箇所番号 437、箇所番号 439 の区域を廃止</p> <p>辻堂新町三丁目地内において、箇所番号 441 の区域を廃止</p> <p>辻堂元町六丁目地内において、箇所番号 442 の区域を縮小</p> <p>本鵜沼四丁目地内において、箇所番号 450 の区域を縮小</p> <p>川名字仲丸地内において、箇所番号 516 の区域を廃止</p> <p>遠藤字北原地内において、箇所番号 550 の区域を廃止</p> <p>宮前字後河内地内において、箇所番号 565 の区域を廃止</p> <p>鵜沼神明四丁目地内において、箇所番号 644 の区域を廃止</p> <p>鵜沼神明五丁目地内において、箇所番号 645 の区域を廃止</p> <p>遠藤字菖蒲沢境地内において、箇所番号 649、箇所番号 650 の区域を追加</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり